

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成実施要領

(平成 26 年 1 月 27 日平成 25 年度要領第 7 号)

最近改正 平成 28 年 5 月 6 日平成 28 年度要領第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成実施要綱(平成 25 年度要綱第 18 号。以下「交付要綱」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき、スポーツ振興くじ助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定める。

(東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催助成)

第 2 条 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催助成については、交付要綱別記 1 に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備事業

ア 助成対象経費は、開催決定年次以降における開催準備のために要する基幹的な経費とする。

イ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(2) 組織体制強化事業

助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(3) 国際広報活動事業

助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額に 5 分の 4 を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(4) ドーピング防止活動推進強化事業

助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(ラグビーワールドカップ 2019 開催助成)

第 3 条 ラグビーワールドカップ 2019 開催助成については、交付要綱別記 2 に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) ラグビーワールドカップ 2019 開催事業

ア 助成対象経費は、開催年度における競技大会の開催に要する経費とする。

イ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(2) ラグビーワールドカップ 2019 開催準備事業

ア 助成対象経費は、開催決定年次以降における開催準備のために要する基幹的な経費とする。

イ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(3) 組織体制強化事業

助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(4) ドーピング防止活動推進強化事業

助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(大規模競技場機能補完施設整備助成)

第4条 大規模競技場機能補完施設整備助成については、交付要綱別記3に定めるもののほか、次に掲げるところによるものとする。

(1) 大規模競技場機能補完施設整備事業

ア 助成の対象となる施設は、大規模競技場の近隣に位置し、競技場のホスピタリティ機能を高め、かつ、スポーツの支援機能を高めるものとする。

イ 1件あたりの助成対象経費の合計額は、40億円(助成金の額は30億円)を限度とする。

ウ 助成対象者は、整備しようとする施設(当該敷地を含む。)の所有者であることを原則とする。ただし、当該敷地については、長期貸借契約(10年以上が望ましい。)を締結している場合はこの限りではない。

エ 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、助成を受けようとする事業の計画期間が複数年度となる場合においては、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱(平成15年度要綱第18号。以下「くじ助成金交付要綱」という。)第4条の助成金の交付の決定に当たり、各年度の助成金交付額の上限額を定めるものとする。

オ 助成を受けようとする事業が助成年度以前から実施される場合においては、助成年度以前における事業の実施に要した経費(前金払を含む。)について、助成対象経費から除外するものとする。

カ 助成事業者は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金実施要領(平成15年度要領第16号。以下「くじ助成実施要領」という。)第10条の規定により概算払申請を行うときは、助成金交付決定通知書に記載された当該助成年度に係る助成金交付額の範囲内において申請するものとする。

キ 助成金の確定額は、1件ごとに配分された助成金の額と当該助成対象経費の支出額に4分の3を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額の合計額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(東京オリンピック・パラリンピック競技大会等施設整備助成)

第5条 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等施設整備助成については、交付要綱別記4に定めるもののほか、次に掲げるところによるものとする。

(1) 共通事項

ア 助成対象者は、整備しようとする施設(当該敷地を含む。)の所有者であることを原則とする。ただし、当該敷地については、長期貸借契約(10年以上が望ましい。)を締結している場合はこの限りではない。

イ センターは、くじ助成交付要綱第3条の助成金交付申請書の詳細な内容及びその重要性について、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会又は公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から意見を聴取し、審査の参考とするものとする。

ウ センターは、助成を受けようとする事業の計画期間が複数年度となる場合においては、くじ助成交付要綱第4条の助成金の交付の決定に当たり、各年度の助成金交付額の上限額を定めるものとする。

エ 助成を受けようとする事業が助成年度以前から実施される場合においては、助成年度以前における事業の実施に要した経費(前金払を含む。)について、助成対象経費から除外するものとする。

オ 助成事業者は、くじ助成実施要領第10条の規定により概算払申請を行うときは、助成金交付決定通知書に記載された当該助成年度に係る助成金交付額の範囲内において申請するものとする。

カ 助成金の確定額は、1件ごとに配分された助成金の額と当該助成対象経費の支出額に4分の3を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額の合計額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等競技会場整備事業

ア 助成の対象となる施設は、ラグビーワールドカップ2019又は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場とする。

イ 1件当たりの助成対象経費の合計額は、次に掲げる額を限度とする。

(ア) 交付要綱別記4の2(1)アの事業にあつては、20億円(助成金の額は15億円)

(イ) 交付要綱別記4の2(1)イの事業にあつては、16億円(助成金の額は12億円)

(3) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等キャンプ地施設整備事業

ア 助成の対象となる施設は、ラグビーワールドカップ 2019 又は東京オリンピック・パラリンピック競技大会のキャンプ地において利用される施設のうち、老朽化したスポーツ競技施設（建築後 20 年以上を経過したものをいう。）とする。

イ 1 件当たりの助成対象経費の合計額が 30,000 千円を超えるものとする。

ウ 1 件当たりの助成対象経費の合計額は、2 億円（助成金の額は 1 億 5 千万円）を限度とする。

（その他）

第 6 条 助成金の交付に関し必要な事項は、くじ助成実施要領の規定に準じる。

附 則

この要領は、平成 26 年 1 月 27 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 30 日平成 26 年度要領第 1 号)

この要領は、平成 26 年 6 月 30 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 11 月 6 日平成 26 年度要領第 8 号)

この要領は、平成 26 年 11 月 6 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 8 日平成 27 年度要領第 3 号)

この要領は、平成 27 年 5 月 8 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 6 日平成 28 年度要領第 2 号)

この要領は、平成 28 年 5 月 6 日から施行する。